

# さくのこども園 重要事項説明書

令和7年4月1日現在

## 1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人安城市こども未来事業団
代表者氏名	理事長 杉浦章介
法人の所在地	愛知県安城市桜町18番23号
法人の電話番号	0566-76-5500
定款の目的に定めた事業	第2種社会福祉事業 幼保連携型認定こども園の経営 一時預かり事業の経営

## 2 事業の目的

入所する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい保育を行います。

## 3 経営方針

- (1) 幼児が自ら様々な遊びを経験しようとする意欲が育つよう、遊び環境や援助のあり方を工夫します。
- (2) 質の高い保育に向け、現職教育、研修などを充実させ、保育者としての資質向上を図ります。
- (3) 保育者の和と信頼のもとに、温かく活力のある職場の雰囲気をつくり、主体的に園運営にあたります。
- (4) 家庭や地域との連携を図り、地域に愛されるこども園づくりに努め、地域に開かれた園づくり、子育て支援の充実を図ります。
- (5) 幼児の安全確保・こども園の安全管理に努めます。

#### 4 認定こども園の概要

施設の名称	さくのこども園
施設の所在地	安城市篠目町4丁目22-21
電話番号	0566-76-6505
開設年月日	令和3年4月1日
施設長	さくのこども園 園長
対象児童	3歳児以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする3歳児から5歳児の児童
利用定員	定 員 計 240名
職員数	21名
特別保育の実施状況	預かり保育、延長保育
職員への研修の実施状況	職種、経験に基づき各自の仕事のレベルを高めるために全ての職員に実施
嘱託医	園医 二本木クリニック 馬淵 龍彦 歯科 小野田歯科医院 小野田 薫 薬剤師 ナガイ薬局 永井 隆一

#### 5 開園日、開園時間及び休園日

< 1号認定子ども >

開園日	月曜日から土曜日まで
保育時間	午前8時15分から午後2時15分まで
預かり保育	平日 午後2時15分から午後4時15分まで 休業日 午前8時15分から午後4時15分まで 土曜日 午前8時15分から正午
休園日及び休業日	休園日 日曜日、国民の祝日、休日 年末年始（12月29日～1月3日） その他理事長が必要と認める日 休業日 土曜日 7月21日から8月31日まで 12月24日から12月28日まで 1月4日から1月6日まで 卒園式・修了式の翌日から入園式の前日まで

< 2号認定子ども >

開園日	月曜日から土曜日まで
開園時間	午前7時15分から午後7時まで
保育短時間の保育時間	午前8時15分から午後4時15分まで
休園日	日曜日、国民の祝日、休日、年末年始（12月29日～1月3日） その他理事長が必要と認める日

6 施設の概要

敷地 面積	4, 495 m <sup>2</sup>
建物	鉄筋コンクリート造 2階建て及び平屋 延べ床面積2, 352 m <sup>2</sup>
施設の内容	保育室 10室 面積857 m <sup>2</sup> 遊戯室 1室 面積250 m <sup>2</sup> 給食室 48 m <sup>2</sup> 職員室 76 m <sup>2</sup> 乳幼児用トイレ 39箇所 屋外遊戯場 2, 143 m <sup>2</sup>

7 職員体制

職 名	人 数
園長	1名
主任保育教諭	1名
保育教諭	17名
保育アシスタント	2名
用務員	1名

## 8 利用料金

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担

保育料は無償です。

### (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払い方法については、別途お知らせします。

## 9 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

### (1) 利用児童が小学校に就学したとき

### (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

### (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 10 緊急時の対応

### (1) 認定こども園での病気や事故で、緊急に児童を病院へ搬送する場合は、事前に保護者の方に電話で搬送先の病院を相談し、決定してから搬送します。

ただし、保護者の方に連絡が付かない場合は、『緊急連絡表』のかかりつけの病院、内科、外科、歯科に搬送します。

### (2) 台風、地震などの災害に対する対応は、『特別警報発表時における対応』

『災害時における園児の登降園のしかた《認定こども園》』をご覧ください。

### (3) 防火管理者を置き、非常その他緊急の事態に備え、防火対策、消防計画等の対策を立て、定期的な避難訓練を実施しています。

## 11 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情などに係る窓口を設置しています。

ご要望・苦情等の受付担当者・・・主任保育教諭

ご要望・苦情等の解決責任者・・・園長

※担当者と責任者の対応によってもご納得いただくことができない方は、本園と第三者の関係にある「相談窓口」を設置していますので、ご相談ください。

## 12 虐待防止について

職員は、児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為、その他心身に有害な影響を与える行為をしないよう資質の向上に努めます。

※児童福祉法第33条の10 各号

### (1) 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えるこ

と

- (2) 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること
- (3) 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること
- (4) 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

また、児童福祉法第33条の12第1項に基づき、虐待の疑いが見受けられる場合、保護者の同意を得ずに児童相談所に通告します。

### 13 個人情報の取り扱いについて

個人情報は、安城市こども未来事業団が定める個人情報保護規程に基づき取扱います。

なお、本園は、当事業団が安城市と協定を締結し、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）に基づく「公私連携幼保連携型認定こども園」として、市と連携し、教育・保育を実施します。このため、事業団が取得した情報を市に提供することがあります。

《 別 表 》

認定こども園  
令和7年4月1日

1 延長保育利用料（月額）＜2号認定子ども＞

- (1) 保育標準時間認定の「延長保育 A コース」、「延長保育 B コース」、  
「延長保育 C コース」の延長保育利用料（月額）

午後6時15分を超えて、午後7時まで
1,000円

- (2) 保育短時間認定の延長保育利用料（月額）

ア 朝の利用

利用開始時刻が、午前7時15分以降、午前7時30分より前まで	利用開始時刻が、午前7時30分以降、午前8時15分より前まで
1,000円	500円

イ 夕方および夜の利用

午後4時15分を超えて、午後6時まで	午後4時15分を超えて、午後7時まで
1,500円	2,500円

※課税状況等により、延長保育利用料が減免される場合があります。

2 預かり保育＜1号認定子ども＞

※保護者の就労等で保育を必要とする状態にある場合は、教育時間外に保育を行います。

- ・教育時間終了後から午後4時15分 一人当たり日額200円
- ・土曜日を除く夏季、冬季、春季の休業日午前8時15分から午後4時15分 一人当たり日額800円
- ・土曜日午前8時15分から正午 一人当たり日額375円

※日曜日、国民の祝日、休日、12月29日から翌年の1月3日までは、預かり保育を実施しません。

3 給食費

※給食費（主食代と副食費を合わせたもの）については、1食240円（食材費相当分）です。

＜1号認定子ども＞

- ・平日…1日あたり240円（給食費のみ）

※預かり保育を利用する場合は、おやつ代として1日あたり70円を徴収します。

<2号認定子ども>

- ・平日…1日あたり310円（給食費240円+3時のおやつ代70円）
- ・土曜日…半日あたり240円（給食費のみ）

※3時のおやつを食べる場合は、別途70円必要になります。

※その他

- ・所得に応じて、主食代のみの徴収となる免除規定があります。
- ・アレルギーのある児童について  
牛乳アレルギーのある児童については、1日55円（牛乳代）を副食費から減額して徴収します。  
その他のアレルギーのある児童については、減額しません。
- ・給食を食べない日がある場合は、前月25日を欠食締切日としてHOICTでお申し込みください。
- ・2号認定の児童が土曜日に利用される場合は、給食及びおやつの希望について前月25日までにHOICTでお申し込みください。

4 遠足の日のおやつ代について

遠足のおやつ代を行事費として徴収します。1食100円です。現金で徴収します。

5 休日保育料<2号認定子ども>

休日保育を利用する場合の利用料

3歳児	日額 1,000円
4歳以上児	日額 900円

昼食の弁当は各自持参（おやつは保育園で用意します。休日保育のおやつ代は利用料に含まれています。）

※詳細は、『休日保育のご案内』を参照してください。必要な方は園にお申し出ください。

## 6 病児・病後児保育室「ぐんぐん」利用料

病児・病後児保育室「ぐんぐん」を利用する場合の利用料

1日 2,000円

- ・課税状況によって減免になる場合があります。
- ・昼食の弁当は各自持参（必要な方は、おやつ、お茶、ミルクをご持参ください。）

※詳細は、安城市ホームページ『安城市病児・病後児保育事業』を参照してください。

## 7 その他

日用品、文房具等の購入費用のほか、保育において提供される便宜に要する費用のうち、本園の利用において通常必要とされるものにかかる費用であって、児童の保護者に負担していただくことが適当と認められるもの。